総合教育会議 資料5 平成29年10月11日 健康福祉部健康課

こどもの発達センターひいらぎ事業

保育所等訪問支援事業(試行実施)

- ▶ 障害児の健やかな育成のための発達支援
- ▶ 障害児支援に係る保健・医療・教育等の関係機関の連携

「健康」応援都市 西東京市

健康福祉部健康課

1 保育所等訪問支援事業(概要)

保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のため専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援事業を実施する ことにより、保育所等の安定した利用を促進

- ▶ 児童発達支援事業所で行われる障害特性に応じた専門的な支援を保育所等において実施
- ▶ 通所給付決定保護者に係る障害児に対する直接支援と保育所等の職員に対する支援方法の助言等の間接支援
- ▶ 支援の提供に当たっては、保育所等訪問支援計画に沿った支援が提供されるよう、必要な時間を確保する必要がある。

2 訪問先の範囲

- ▶ 保育所、幼稚園、認定こども園
- 小学校、特別支援学校
- ➤ その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

3 事業実施の主な流れ

- ①当該児童の保護者からの申し込み
- ②保護者面談・利用契約(児童発達支援サービス)
- ③在籍施設との調整

- ④個別支援計画(書面)を作成し、保護者へ
- ⑤訪問実施(計画に沿った必要な回数)
- ⑥保護者への実施報告
- ⑦訪問支援終了後に保護者面談
- ⑧個別支援評価(書面)を作成し、保護者へ

4 試行実施の状況

保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目指し、試行的に訪問事業を実施

ケース1 保育園児(年少)

- ▶ 保護者就労のため、定期的な通所による療育が困難
- ▶ 在籍園から指導について継続的に相談 あり
- ▶ 外来言語指導(ひいらぎ)の利用者 で言語指導・評価を受けて園での保育 指導を構築していく

- ① 実施回数 2回(3か月の期間中)
- ✓ 午前中 1.5 時間 (声かけや視覚支援 方法・グッズを担当保育士と相談、教材を 使用したコミュニケーション指導 など)
- ✓ 午前中 2時間 (保育士とのコミュニケーション、視覚支援 方法・グッズの確認、レベルアップの仕方を 相談、教材を使用したコミュニケーション指 導 など)
- ② 施設側からの感想
 - ・大人のかかわり方、視覚支援、コミュニケーション指導による効果が見られることを実感
 - ・試行事業の内容は、対象児に特化した支援 であるので、当該児に関する質問、様子を、 訪問スタッフに十分伝えることができた。
- ③ 保護者からの感想
 - ・保育園の先生から聞く中でも、できるように なったことがあるなど、良い変化が見られたと 言われた。
 - ・園の先生も保護者も継続した支援を希望する。

ケース2 幼稚園児(年中)

- ▶ 幼稚園生活の不適応のため休園
- ▶ ひいらぎ 通所事業利用へ
- 再び、幼稚園復帰となるに当たり訪問 支援を実施
- ① 実施回数 3回 [1か月の期間中]
- ✓ 午前中 4時間(登園時からの活動参加状況確認、声かけや視覚支援グッズの使用法指導)
- ✓ 給食時間前後 1時間45分(食べ方についての支援、姿勢保持など)
- ✓ 給食時間前後 1時間30分 (姿勢保持の効果的な方法(グッズの使用)を幼稚園と確認)

②施設側からの感想

- ・幼稚園への復帰時に実施(効果あり)
- ・当該児へのかかわり方や環境設定について 具体的なアドバイスが聞けた。
- ・訪問日程について園の状況に合わせてもらえた。
 - ・普段から接しているひいらぎスタッフの支援で あることの安心感

③保護者からの感想

- ・心配していた幼稚園での生活がある程度適応できるようになった。
- ・姿勢保持のためのグッズは、児も気に入り、家でも作ってほしいと要求してきた。